

第三十一回 参議院商工委員会會議録第二十二号

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)午後三時五十九分開会

委員の異動

三月十九日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として野田俊作君を議長において指名した。
三月二十三日委員大谷登瀛君及び野田俊作君辞任につき、その補欠として鈴木万平君及び高橋進太郎君を議長において指名した。
三月二十四日委員木島虎藏君、高橋進太郎君及び山下義信君辞任につき、その補欠として青柳秀夫君、重宗雄三君及び阿具根登君を議長において指名した。

本日委員青柳秀夫君及び重宗雄三君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君及び木島虎藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
島 清君

委員

木島 虎藏君
佐野 廣君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
高橋 衛君
堀本 宜實君
阿具根 登君
阿部 竹松君

國務大臣

通商産業大臣 高橋進之助君

政府委員

科学技術庁 長官官房長 原田 久君
科学技術庁 原子力局長 佐々木義武君
通商産業 政務次官 中川 俊思君
通商産業 通商局長 松尾泰一郎君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○輸出品デザイン法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の内容説明を求めます。
○政府委員(佐々木義武君) お手元に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱がございますので、この要綱につきまして重点的に内容を御説明申し上げます。

今度の改正はおもな点が二つござい
ます。その中でも最も重要なのは第一

点でございますが、第一点は原子炉の事故に基いて第三者に損害を与えた場合に損害賠償措置をどうするかという問題でございます。これに關しましては今回の改正におきましては、一応暫定措置といたしまして、従来の保険法を變えない範囲におきまして自發的な民間の保険プールを結成させまして、そして炉の設置の希望者はその保険に加入するというのを骨子としたものでございます。ただし将来大きい発電炉等の炉を導入した場合には必ずしもこの一部改正をもっては満足し兼ねますので、ただいま原子力委員会のもとに我々委員を委員長にいたしまして、根本的な改正法案と申しますか、原子力保険法とも名づけべき法体系を作りた

いというところで、目下研究中でございます。従いまして、ただいま出しましたのは、それまでの一つの暫定措置として御承認をいただきたいという意味で提出したものでございます。なぜこういうふうにするかという根本の法律ができる前に、こういう改正法を出さなければいけないかというの点に關しましては、皆さんも御承知のように、いろいろ大学等で小さい実験炉を設置して早急に子弟の養成あるいは原子炉そのものの研究等をやりたいという希望者が最近非常にふえて参りましたので、そういう方たちの要望にこたえて、これを許可する際には、どうして万が一の場合を予想して、その損害賠償措置というものをあらかじめ講じておかないと安心いたしかねますので、

第三者保護並びに設置者保護の両面を兼ねましてこの一部改正をいたしました次第でございます。

ただいま申し上げましたのは、お手元に差し上げました要綱の第一点でございます。その内訳を申し上げますと、規制法の二十三条に原子炉を設置しようとするものは、一定の要件を備えまして、政府に許可申請を出すわけでございますが、その許可申請の中には、第三者に損害を与えた場合の賠償措置を明らかにする、申請書にそれを書き込むというのを一つの強制要素にしたわけでございます。

第二は、今度は政府側でございます。第二十四条で政府が一定の許可基準を設けて、その許可基準に該当した場合のみ、その炉の設置を許可すべしというその審査許可基準の中に、この損害賠償措置が十分であることとをうたいまして、その賠償措置の具体的な内容につきましては政令で、府側をしばっておきましたのが第二点でございます。同様に申請したあと、あるいは許可になったあとにおきまして、損害賠償措置の変更があったときには、その変更の届け出をしなればならないというのを許可事項にいたしますという点が、このおもな内容でございます。

それから第二点は、核燃料物質の使用、これはやはり許可事項になっておりますけれども、従来は原子炉に使用燃料を主として規制しておったのでござい

ますが、最近になりまして臨界実験装置という非常に特殊な手帳と申しますか、装置がございまして、これを原子炉と同様、臨界の状況と申しますのは、核分裂を起し得る状況にして、そしてこれを使つていろいろな実験をする。たとえば温度係数の問題とか、あるいは中性子束の分布の状況とかいうような、いろいろな物理的な実験をいたす非常に簡便な装置ができてござい

ます。これは大学等の研究には非常に手帳なものでございますが、さて手帳ではありますけれども、これもやはり核分裂を起します關係上、その使用した燃料等に関しましては、危険な放射性を帯びた燃料が出ることでありますので、いろいろの実験がいかにようにもできるものでありますけれども、ただ原子炉と違ひますのは、決して第三者そのものに損害を及ぼす、万が一でも及ぼすというふうな、そういうことは絶対にない簡便な装置でございますけれども、御説明申し上げましたように、使用済みの燃料そのものについては、やはり放射性を帯びて参りますので、この点には前に規制法を作ります際には実は落して申しますか、まだこういうものができておらぬときでござい

ましたので、その規制の範囲外にしておつたわけでございます。この臨界実験装置を設置する場合には、少くともその使用済み燃料の取扱ひ方法、これを事前に申請し、許可をとって、そして事故の処分等に関しても政府の許可を要すべしというのが、この核燃料

物質の使用許可関係と書きました二番目の大きい項目の主たる内容でございます。その二番目の方が先ほども申し上げましたように、むしろ本来であれば当然あるべきはずのものでございましてのですけれども、まあ新しいもののできて参りましたので、念のために許可をするという意味でございます。主たる内容は第三者に損害を与えました場合の原子炉の許可に基く条項でございます。

○委員長(田畑金光君) これより本案の質疑に入ります。順次御発言を願います。

○阿部竹松君 法案の中身をお尋ねする前に、これは総理にお尋ねするのが順当だと思いますが、通産大臣は科学技術庁長官と原子力委員長をお兼ねになつておるのですね、ところが二、三年前に通商産業省とか大蔵省、こういふところが非常にお仕事がたくさんあるといつて政務次官をおふやしになつたわけですが、それくらい通商産業省はお忙しいのですから、僕は大臣がいかに熱心におやりになって、この科学技術庁と原子力委員長を兼ねてやられるものという事はきわめて仕事の上で問題だと思ふのです。やはり人間のお仕事には限度がありますから、そうすると、端的に申せば、岸さんはやはり科学技術の振興とか原子力、こういうものには御熱心でないような気がするのです。ほんとうにつけたりにやつてゐるのじゃないかという気がするわけですよ、私は世界中の原子力とかその他のことが、どうなつてゐるというとは全然知りませんけれども、簡単に文献を読んでも、日本ぐらゐ熱心でないところは無いのです。そういうこと

についてきわめて不満を持っているのですが、大臣は二つを兼ねて十分やれるかどうか。従っておそらく大臣にお尋ねしても、大きなところがわかって、内容は全然わからぬということだと思われるですね。(笑声)これはいかがですかね、行政についてです。

○國務大臣(高橋達之助君) お説は私
はごもっともだと思っております。

上——私は元来は科学技術というもの
 については自分自身も興味を持ってお
 りますから、自分の能力の許す範囲に
 おいて十分尽していきたい、こういう
 所存でございますが、やはり専門の
 もっと若い元気な方がやっていただく
 ことを私は希望するわけであります。

しかし今日私はこの席におります以上は、自分の老骨にむち打って、十分働

○阿部竹松君 大臣に御質問すると、

何ても御説きこまうと云ふ。御説きこまう。これは衆議院に行つても、とにかくあなたの答弁を読んでも、どこへ行つても、とにかくあなたは御説きもつともだと言われるのです。ですからあなたにはあまり質問できない、またごもつともだと言われるのなら、しかしそういう意味じゃなしに、御説き

もつともなら、あなたが兼任されてから相当長いのですよ、少くとも。岸内閣の悪口をあなただけ言つてもいしようが

ないが、とにかくほんとうに原子力に
出される国費も相当に多い。それで平
和事業を作つて、イギリス、アメリカに
負けない状態を作ると、そういうこと
を言っているのに、しかし通商産業大
臣が片手間に、いかに優秀な次官がお
り、優秀な局長がおるかもわからぬは

けれども、僕は全然岸さんのこの種の問題についての熱意を疑うのですよ。従って、今ここでそれはさておき、僕は將來この原子力で電気が幾ら起き、それから石炭がどうなつて、それから重油がどうなるという総合的な基幹産業の中の燃料対策を一つ承わりましょう。

これが局長の今のお話でいくと、だんだん発展して、これは保険金でしよ

う。保険会社を作るといふことになつたのですから。そうすると、将来どうなるのか、あなた方の五カ年計画なんてばあばあになつて、こんなものは夢物語になつてしまふ。去年の古い文献を讀んでもらつては困るから、科学技術庁の明確な費用とか、僕は経済企画庁との連携のもとに作つた大方針がある

○国務大臣(高碕達之助君) ただいま

原子力の方におきましては、石炭換算のところで、昭和五十年を期しまして、こいたしまして、二案あるのでござい

ますが、石炭換算二千七十二万トンに相当する額、B案としまして、石炭換算千二百二十九万トンと、こういう予定で進みたいと思います。昭和五十年を日安といたしまして、で、詳細のことは原子力局長から御説明いたしたいと思ひます。

〔政府委員（佐々木武東）〕 それに
あから御説明申し上げますが、昭和
五十年を基準にいたしましたので、ただ

ま大臣から御説明ありましたエネルギ一の需給計画を政府としては立案してございますが、その際の総合計を申し上げますと、石炭換算にいたしまして二億七千六百万トンという内訳になっております。その各要素を申し上げますと、水力を、やはりこれも石炭

に換算いたしましたので五千四百八十八万トンが九千三百万、石油が一億九百万トンという計算になっております。その中で、しからば原子力発電はどういうふうなウエイトを占めていくだろうかと、いう問題でございしますが、その際の考慮すべき点といたしましては、この昭

和五十年をたたいまのように想定した場合に、日本の所要エネルギーの約半

勢に輸入エネルギーに依存するわけだ、ということに相なるわけでござい
ます。そこでその半分の輸入エネルギー
を石油でまかなうべきか、あるいは石
炭でまかなうべきか、あるいは原子力に
頼るべきかというこの比較対照の問題
が非常に重要な問題になってくるわけ
でございいます。そこで私どもといたし

ましては、原子力の担当の立場から
主として原子力の発電のコストが将来
どういふふうな歩みを辿るのであるか

か。昭和五十年ごろにはどのくらいのコストになるであろうか。大体外

貨の問題が非常に重要な問題になって参りますので、外貨の支払い金額が一体三者を比較した場合に、どれが一番安く、外貨を使わずにすむかという二の点で検討をすずめて参ったのでございます。その結果、原子力発電のコストは、ただいまのところはまあ四円二十銭から、五円近くというところ

なっておりますので、新鋭火力等によって若干値段は高いのでござい

ますけれども、将来を考えますと、たとへば燃料費が安くなるとか、あるいは熱効率等も、ただいまの段階は始めばかりでございますので、幾らでも改善ができる、あるいは建設費がさうに改善されて安くなる要素を非常に多分に含んでいるといったようなこと

いは四円を切るというくらいの大体の目安がついてございます。これはわが国の計算のみならず、英國等で責任をもってスエーデンの大会等で説明している資料でございまして、私どもも検討いたしましたも、大体そのくらいの歩

それと比喩いたしました、石炭、石油、

等の従来の発電の、将来の安くなる傾向については、必ずしもこれに比較して急激なコスト・ダウンというものは期待できないんじゃないだろうかという感じから、将来はできるだけ原子力に頼るべきじゃないかという一つの目安をつけたわけでございます。

第二点は外貨の問題でありまして、外貨の問題にいたしても、いろいろ計算いたしますと、これは御承知のと

うにほとんど輸送は要りません。ただいま日本で五千万トンの石炭を大抵年

問堀つておりますけれども、従いま
てこれの輸送量というものは莫大な
のでございます。これは阿部先生一
御承知だと思ひますが、ところがこ
五千万トンに相当するウランの二三
を、全部、百パーセント濃縮したも
と仮定した場合には、それに相当す
エネルギーは恐らく一メートル立方

は達しません。それよりもっと小さいものでございます。従いまして、

常に輸送面にわずかの輸送でこと足る。かりに先ほど申しました石炭を要入する場合の船舶料と、原子力の燃を運ぶ場合を比較したこともございすが、原子力の場合には飛行機で運ばそれでこと足りるというふうな非にまあ輸送面に關しましては、何と

しますか、ただいまの想像のつかないような画期的なものになりますので、そういう点をいろいろ考慮いたしまして、勘案していきますと、外貨の支払い額も非常に少なくて済むという計算も出て参りましたので、その両面を合せまして、原子力発電の諸計画というものを作って参ったのでありますが、と申しましても、なかなか原子力発電の技術というものは、御承知のように総合的であり、かつ非常に精密度を要する技術でございますので、ただいまの日本の段階ではすぐそれはどんなにやれるかと申しますと、必ずしもそうはいきません。ただいま輸入しようといいたしますところのコールダー・ホールの改善

のを基準にして考えますと、全発電設備の一九・五％が原子力発電で占め、火力発電のみを比較した場合には、約四四・三％、半分近くが原子力発電にかわってくるであろうというふうな大體考え方をしてございます。ちなみに、ただいま一番この問題に真剣に現実の問題として取組んでおります英國の例を申し上げますと、英國では、大體十カ年で六百万キロの発電をしたというので、現実に四百万キロぐらいのものをたいたまほとんど建設してございます。ですから、日本の現在所
有しておる全火力に相当する程度の原子力発電は、現実に建設に着手しておるという状況でございます。

済全体から見まして、いわば積み上げ作業と申しますか、各産業の伸びる率は、あるいは経済全体の成長率、あるいは輸出入の趨勢といったようなものを見るにらみまして、そして、そういう面から、家庭用、あるいは工業用等にどれほどのエネルギーを国として必要とするかということふうな算出の仕方が一つございします。それから第二点は、現実の業務に携っておる、日本で申しますと、九電力であります、九電力会社が主体になります、そして、各地方別にこのの需要を算定いたしました、そして、ある地方では特に、何と申しますか、家庭用が伸びる、ある地方では工業用が伸びるとかいったような点をいろいろ

と、大体こういう傾向であらうという
ような前提条件が出まして、そうして
その前提条件に基いて、私どもは原子
力部門のみを担当しておりますから、
原子力発電の面から見ますと、大体こ
のくらいのところはまかなっていくべ
きじゃないだろうかというように考えて
おるのであります。

○阿部竹松君　今石炭が余っておる話
ではなくて、現在の置かれておる立場
と、あと十五年先の昭和五十年を、何
を基準にして、石油と石炭と、それか
ら原子力、この三つを、これこれほど
のくらいということを、何を基礎にし
て計算されたかということを僕はお尋
ねしておるんですよ。あなたのお話を

のような話じゃ、どうにもならぬです。
 ○政府委員(佐々木義武君) 私、むしろ、それでは現在どういうふうに現実の問題として考えるかという御質問の方が至当かと思ひますので、ここ四、五年に限って御説明申し上げたいと思ひます。
 ただいまのところでは、大体五年先になりまして、いわゆる実用発電炉というものは、ただいまのところ、一つだけ建造してございます。従いまし、五年後になりましても、全日本の発電電力から見ますと、原子力発電というものはゼロにひとしいものでございまず。それ以外はどうかと申します。

まずのは、今日ただいま契約いたしましたと仮定しても、五年後くらいにやっとまあ発電するというふうな状況でございますして、それをさらに研究し、事後の発電炉を、さらに米国炉等も加味して輸入し、あるいは自国で建設して参るということになりますと、幾らこれが有望なものであっても、技術的に必ずしも早急に一切のものにかかわるというわけには参りませんので、あるいは、原子力発電の特徴といたしまして、御承知のように、ベースロードを作るのが主でありまして、ピークDのものは必ずしもこれに耐えるわけに

対応するだけのカロリーの五十年度に必要だということ、一体何を基準にして割り出したんですか。ここ二、三年のことすらわからぬ人が昭和五十年に二億七千万トン必要である、そういうことが僕はわからぬと同時に、日本は世界で有名な地震国ですよ。地震とというのは、御承知の通り、原子炉の炉の設計に一番難問問題があるんですよ。そうすると、土地すらきまっておらぬのに、今度五十年になったら七百万キロ起すと、こうおっしゃるんだけれども、それはあなたの単なる机上プランですか。

ります。實際それを見ますと、むしろ現実には事業に携った方の需要の算定方法の方がはるかに多うございまして、国で作ります計画はいつでも下回つておったのが従来例でございましたが、そういう点をいろいろ調整、接分いたしましたして、そして、将来の大体エネルギーの需要というものはこうと、ただ現実の面は、それはおかしいんじゃないか、石炭がこれほど余っているのに、この計画で、たしか石炭は七千万トンくらいになったんじゃないかならうかと記憶しておりますけれども、非常に現実にはぐわぬ点があるんじゃないかな

んです。とにかくウランの二三五を
持つてくると、石炭の三百三十万倍で
すから、一トン持つてくると、石炭三
百三十万トン持つてくることになる。
日本の石炭七千万トン分のカロリーを
持つてくるとしたら、二十四四トン持
てくればいいんだから、そういうもの
を飛行機で持つてくる。ただ、あなた
の提案説明を承わったり、あるいは御
答を承わっておると、幼稚千万です。
それから今、土地の買収をお尋ねし
たけれども、土地を買うだけでも、三
年も五年もかかるでしょう。ここへ
原子炉を握えつけて、百万キロなら百

るいは、それが将来につながる応用研究への橋渡しというのが、国全体の厚い力に対する根本的な考え方でありまして、将来をどうすべきかという夢物語では困るわけですから、ある程度、基礎を持った考え方がありやなしやという御質問のようでございます。なので、先ほど御質問にお答えしたのでございますが、石炭あるいは石油に対して、どういふふうなことでこういう率を考えたかという点は、もちろん、国内の石油資源の賦存状況なり、あるいは国内の石油の賦存状況なり、あるいは将来の輸入を考慮した点、いろいろ総合

ございまして、大體昭和五十年度には七百万キロくらい の發電をいたしたい という計画にしてございます。その場合の、それでは昭和五十年現在の全設備との關係はどうかということになります。大體、先ほど申しました経済企画庁でやりました経済計画というも

企画庁の計画部長時代の記憶しかありませんので、その後の第二回のエネルギーの算出の仕方、需要供給の出し方等に關しましては、必ずしもあるいは正確でないかとも思いますけれども、大体従来の方法は、二つのものを基準に考えておりまして、一つは、国民経

すけれども、この点は、ただいま申し上げたような、何と申しますか、国の経済の成長率という長い間の、ロングランの見通しでございますので、必ずしも現実の経済実態というものと、あるいはそごする点もあろうかと、思いますけれども、長い目で見ます

もなくて、昭和五十年になったら、ぼんと七百万キロ起りますよという机上プランならけっこうです。しかし、この種の保険をこれから設定しやるということになれば、これはそれがために、事の善悪は別として明確な基準を承わっておかなければならぬ。夢物語

では原子力の問題は、確定という考え方でなくて、一応石炭あるいは石油を輸入するという計画を立てまして、その中に、要すれば、原子力発電もこのくらい伸ばせるのじゃなかろうかというような一応の見通しということになっております。従いまして、私どもも、国

で現実に計画しております実験炉等に
関しましては、国自体の資金で現実に
計画が進んで参るわけですから、これ
は明らかに計画ということで、実験炉
等は御承知のように原子力研究所を中
心に建設しておりますけれども、エネ
ルギーを中心にしました発電の問題
の、しかも、長い間の考え方というも
の、いわゆる責任を持った計画とい
うよりは、一応の見通しというふうな
御理解いただいた方がいいのじゃな
いのかというふうに考えております。

○阿部竹松君 いや、ですからその三
年や五年でできないという事は僕も
十分理解していますよ。しかし十五年計
画であたの方は七百万キロをとにかく
発電なさるとおっしゃる、御計画で
すね、それでしよう。ですからそうす
ると、今から準備しておかなければ
これはならぬわけでしょう。それだっ
たら、たとえば炉を一つ作るにしても
も、最前申し上げました通り、どこへ
作るかということなんです。東京都
のどまん中に作ってばつとやたら保
険会社なんて何ばあつてもたまらぬと
思う。地震でいったやつは補償しない
という内容のようですが、しかしそう
いうのを全然無計画で、一体どこへ作
るかということ具体的の一つお示し
願いたいわけです。これから探し出す
わけですか。

○政府委員(佐々木義武君) 原子炉の
建設に当りまして一番危惧されると申
しますか、注意せざるにやならぬ点、御
指摘のように安全をいかに確保するか
という問題と、立地の問題をどう考慮
するかという点が非常に重要な問題で
ございます。で、安全の面に関しまし
ては、これは政府といたしまして、

あらゆる知能を集中いたしまして、許
可等に際しましては、少くとも日本の
最高の水準で討議し、その上いろいろ
な改善を加えて許可するものであれば
許可をするというふうないたす所存で
ございますので、その点に關しまして
は、私、少くとも原子力委員会のある限
り、責任をもつて問題を処理し得るの
じゃないかという感じがいたしており
ます。二番目の立地の問題に關しまし
ては、これは御指摘のように非常にむ
ずかしい問題でございます。日本の
国民感情と申しますか、こういう面から
いたしまして、なかなか簡単に土地を
得られるというふうには考えておりま
せん。しかしこれも時がたつて従つて、
だんだん理解も深まり、あるいは場所等
もまだ日本にはこの原子力発電の立地
として非常に好ましいという地点が相
当ございます。これは具体的にはもちろ
んまだこの箇所、この箇所というよう
に示しておりませんけれども、ただい
まのようなコールド・ホールなどは御
承知のように東海村を主として候補地
に考えておりますが、その後のものは
どうするかという点に關しまして、ま
だ具体的にほちろん定めておりませ
ん。しかし一般抽象論としてもし許さ
れるならば、これは主として一番必要
なのは水の問題でございます。それか
ら使つた廃棄物等をどういうふうにし
て理するか、従つてまあできますれば、
英国のようなのが非常に日本には手本
としてはいい国でございますけれども、
も、主として海岸地帯にずっと作つて
ございまして、それからほちろん風の方
向とか、ある地震とか、そういうい
つたような問題は非常に大きい要素に
なつて参りますけれども、こういう点

も逐次資料を固めまして、そうして將
来一体この目標、計画だけあつても、
土地がないじゃないかという問題には
十分答へ得るようにならねばならぬ
というふうな考えております。

○阿部竹松君 十分に研究したいぐら
いでは、これは局長だめですよ。それ
はとにかく火災保険でも同じ東京でも
三十万のところに火災保険をかけた場
合には、五千円でもよろしいという場
所と、千円でもよろしいという場所と、
一万円いたしたいというところとい
うあるわけですよ。この法律も現在
のような、そこちの大学校とか、私
立大学、電気会社が試験程度で作る
は問題にならぬけれども、将来、い
いようビンが動き出したらばものとし
ないときは、ますます出たらばものとし
なければならぬわけでしょう。やはり
土地が明確でなかつたら、つまり家が
どこにあってどういふ危険があるかと
いうことがわからなかつたら、火災保
険の基準なんか作られぬでしょう。東
京火災初め、二十社ぐらいがグルー
プだとか、ブロックを作つて、これを今
やっているそうだが、あとで私もお
尋ねいたしますが、どこにどう建てる
かわからぬのに、保険金をかけるなん
といつてもとても話にならぬですよ。
あなたのところに水の要るところとか、
海岸がだといつても、日本国中全部
どこでも海岸ですよ。そんな抽象的
なことでもなく、そのものずばりで一
つお尋ねするわけですがね。

○政府委員(佐々木義武君) 実験炉に
關しましては、あるいは教育炉等小さ
いものに関しましては、ただいま御指
摘のありましたように、割合手近に求
められると思ひます。しかしこれに

たしまして、できませんれば、一応の
ある程度の安全性を持った、人口の密
集地帯は極力避けまして、あるいは
水、水源地帯とかいったようなものを
避けまして、そうして許される範囲で
安全な地帯を選びたいのは当然のこと
でございます。しかし阿部先生のおつ
しやるように、問題はその問題じゃな
くて、将来の発電という膨大な計画を
やるのに対しては、どういふ用意あり
やいなやという点でございますが、た
だいま具体的になつておりますのは
コールド・ホールの改善炉でございます
まして、これはまだ政府としても東海
村を正式に許可したわけじゃないま
せんけれども、一応予定地といたしま
して、地震の点、あるいは逆転層の機
構の点、あるいは海流の流れ方の点、そ
の他原子炉の設置に必要な、何と申し
ますか立地の諸条件に關しましては、
ただいまの段階では十分検査、調査を
いたしまして、今までのところではま
ずまず大丈夫じゃないかという見
通しを持っております。従ひまして、こ
の問題は、一般論で大きく見る場合と
實際にその現実に設置する場合に、その
設置場所がそういう立地条件に具体的
に細部にわたつて満足すべき条件にあ
りやいなやという検討と、二つにやは
り分けて考える必要があるのじゃな
うか。そこで具体的に細部にわたつて
非常に精密なものでございまして。た
だいましるを見ただけでも、非常に膨大
な資料が出てきておりますけれども、
各個所ともそういうものかと申します
と、もちろん現実に設置いたします際
には、必ずそういう資料は必要であり、
また事前の調査準備等も根本的にやる
必要があるわけでございますが、そう

たしまして、できませんれば、一応の
ある程度の安全性を持った、人口の密
集地帯は極力避けまして、あるいは
水、水源地帯とかいったようなものを
避けまして、そうして許される範囲で
安全な地帯を選びたいのは当然のこと
でございます。しかし阿部先生のおつ
しやるように、問題はその問題じゃな
くて、将来の発電という膨大な計画を
やるのに対しては、どういふ用意あり
やいなやという点でございますが、た
だいま具体的になつておりますのは
コールド・ホールの改善炉でございます
まして、これはまだ政府としても東海
村を正式に許可したわけじゃないま
せんけれども、一応予定地といたしま
して、地震の点、あるいは逆転層の機
構の点、あるいは海流の流れ方の点、そ
の他原子炉の設置に必要な、何と申し
ますか立地の諸条件に關しましては、
ただいまの段階では十分検査、調査を
いたしまして、今までのところではま
ずまず大丈夫じゃないかという見
通しを持っております。従ひまして、こ
の問題は、一般論で大きく見る場合と
實際にその現実に設置する場合に、その
設置場所がそういう立地条件に具体的
に細部にわたつて満足すべき条件にあ
りやいなやという検討と、二つにやは
り分けて考える必要があるのじゃな
うか。そこで具体的に細部にわたつて
非常に精密なものでございまして。た
だいましるを見ただけでも、非常に膨大
な資料が出てきておりますけれども、
各個所ともそういうものかと申します
と、もちろん現実に設置いたします際
には、必ずそういう資料は必要であり、
また事前の調査準備等も根本的にやる
必要があるわけでございますが、そう

いのは實際の設置が具体的に
場合のやはり措置でございまして、先
ほど申しましたような、長い目でオ
ーバーホールして、遠視していつて、一
体のくらくらどういふふうな議
論の際には、それは精密な立地条件
というものは生れ得ないのじゃな
うかというふうにも感じております。

○阿部竹松君 今局長の御答弁の中に
ありましたイギリス式にしたつて、去
年の八月か九月か僕ははっきり記憶し
ておりませんが、スイスのこの種の専
門委員会、必ずしも百パーセント安
全でないという話が出ておるわけす
よ。それからまあ将来のこととはまず別
として――将来は僕も心配なんだが、
それは別として、現在の試験炉だけ
も、あちこちの大学がやるといつた場
合、これは困りますといつて住民が騒
わいておるところも御承知の通りある
わけですよ。ですからこの種の保険が
できたから、これは全部補償してやる
から、家がぶつこわれても、人がなく
なつてもいいじゃないかというやうな
ことじゃないに、保険をかけても、な
お、立地条件を選ばなければならぬ
ということになつてくるでしょう。し
かしその立地条件については何も話
がないし、あなたのお説を承つておる
と、単に原子力委員会が慎重審議して
りつぱな結論を出していただければ
うと、こういうことだけでは、やはり
この法案の審議にならぬというやうに
考えるのがさうね。

○政府委員(佐々木義武君) 原子炉等
の規制で許可をいたします際には、非
常に厳重な許可の基準がございまして、
安全性の問題に關しましては、大体三
つの範疇で問題を取り上げて考えるべき

でありまして、一つは原子炉そのものが装置として安全なりやいなや、これは非常に大きい問題になって参ります。第二点は、従業員が安全であるような措置がとられてゐるかどうかという点が第二点に考へるべき問題であります。

第三点は、第三者、いわゆる周辺の住民等に対する安全をどのくらい確保しているか。これは立地の問題でございまして、この三つの面から検査をいたしまして、そして査定の仕方、単にその三つのファクターを静止状態として考慮するのではなく、運転する際の管理する管理者、そういう者が一体どれほど能力があるかという点に關しましては、別の法律で国家試験を受けた者のみ、それは扱へる、取扱ひ主任者と申しておりますが、あるいはヘルス等に関する、健康管理の問題等に関するしましては、放射線の障害防止法というのがございまして、これがやはり国家試験を受けた有資格者のみを取り扱へるというふうなことにいたしまして、静止状態の場合の考慮のみならず、實際運転する際の運転の能力といったような点も、これを考へ、實際にまた許可をした建設をする際には、さらに綿密な実地検査をしまして、その上で許可を与えるというふうにして、二重にも三重にも考慮を加へまして、実は許可をするなら許可をするというふうな状況にしておるわけでございまして、従ひまして、一番その中で問題になります、たとえば炉そのものが安全かどうかという点に關しましては、ただいま阿部先生から御指摘になりましたように、コールド・ホールの炉に關しましては、初め地震の面に關して非常に危惧の念を持ったのであ

りますけれども、これは英國側の設計、これは随時打ち合せをして参つたわけでありまして、設計に關しまして十分満足すべきような設計になっております。

それから實際の試験に關しまして、わざわざ三千万の金を投じて、建築試験所をございまして、こゝで日本ではまだかつてなかつた振動試験の装置を作りまして、そうしてあらゆる角度から實地にそういう模型を乗せまして、それがどういふ影響を受けるかという点を検査しておりますが、今まで出した理論的なデータと、實際に實際いたしましたデータとは、完全に一致しておるようでございまして。二番目に問題になりましたのは、ゆるゆるの温度係数、これが先ほどお話のございましたジュネーブ會議で非常に問題になった点でございまして、これはいわゆる普通の原子炉と申しますか、濃縮ウラン系統の原子炉であります、温度が上昇して参りますと、核分裂の率が減少する、従つて、そのものとして温度をあまり高めないような安全性を持つておるわけですが、英國の炉は、負の温度係数になる、温度が上昇すると連鎖反応が低まらずに高まるというふうな現象も起る可能性があらうという点で、非常に議論が沸騰いたしました。いろいろ詰めた結果、原因は、平時運転の際には毛頭そういうことはございせんが、何かの機会、たとえば燃料の取りかえといったような場合に、そういうことが起きた場合に、どうするかという点で、いろいろ研究しました結果、ただいまでは、もしそういうことが起きても、大体温度が正にダブつて起き

ていくというふうなときにかかるのは、時間的にみまして大体数分、四、五分というふうな状況のようございまして、それを制御するのいろいろな安全を見まして、何段階にも制御の方法を考へてゐるわけでございましてけれども、大体数秒で完全に制御できるといふふうになっておりますので、その点もこの際において完全に管理として、これは征服できるという見通しをもつて進めております。従ひまして、炉自体の安全性の問題に關しまして、まだいろいろありますけれども、非常に入念に検討いたしました、この点はたゞいまの段階ではまずまず御心配ないのぢやなからうか。

第二の従業員に対する安全の問題でありますけれども、これに關しましては、御承知のようにあらゆる設備あるいは健康診断等加へまして、決して従業員には、いわゆる放射線に基く災害というものは起り得ないような措置を講じ、一方起きた場合にはどうするかというふうな手段も保安規程等で十分考へてございまして。

立地の問題に關しましては、これは一番重要な問題かと思ひますけれども、先ほど御説明いたしましたような風の問題、人口密度の問題、あるいは海流等の問題、あるいは地震の問題等考慮いたしてやっておりますので、この点に關しましては、ただいまの段階では非常にこれがまずいというふうなものはないような状況でございまして。○阿部竹松君 スイスのジュネーブでやつた専門委員會の結論、この前の、去年の委員會で、あなたから、あとでお帰りましたら一つお聞かせ願ひたいということ、あなたに頼んでおき

ましたが、その後あなたとお会いする機会がなくてお聞きしないのですが、必ずしも私の聞いた範囲では、あなたを通して聞けば、同じ結論になったのとおしやる通りにならない。確かにそういう面もあつたけれども、やはり危険というものが明確に論議されてゐるわけですね。あなたのお話を承つてゐると、百パーセントとはいわぬけれども、百パーセント大丈夫であるといふような結論になつてゐるわけですね。しかしそれをどこで審議するかというわけで、安全審査部会というところであるわけで、この審査部会、一から十までこうだといわなければ、この審査部会、この前東海大学の問題が起きたときに一つの結論出しましたね、ああいうことできつめて安全審査部会もさつぱり真剣にものを論議してくれないのぢやないかというふうな気がするわけですね。ですから簡単な爆発とか炉が割れたぐらいなら問題にならぬけれども、一べんどんといつても、元も子もなくなくなつていふような状態も想定されるわけですね。従つて、そういうようなこともやはり想定しなければならぬ、それに対するとかく補償をどうするかという保険会社の、これは保険会社という名称ではないけれども、作るといふのですから、大体どの辺にやつて、くだいようですが、大体どちらあたりになるのですかということをお聞きしておきたいわけですね。そこらあたりがないと、この法律を作つたて、法律があるからといって、東京のどまん中にやるとは思ひませんよ。あるいは大体千葉県の方にやるとか、あるいは七百万キロ起すとい

う計画がおりになるのですから、このあたりを、もう少し詳しく御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐々木義武君) ただいま御審議いたしております一部改正法では、先ほど御説明申し上げましたように、現在の保険法に基きまして、その保険法の範囲内で一応自主的な保険プール、損保協会が中心になつて結成してゐるわけでございまして、それほど画期的なものは現われません。しかし、これを金額的に申しますと、大體資本金及び積立金等の数パーセントを保険金にあげたいといふことで計算して参りますと、日本の国内のをもつては財産保険と第三者の損害保険と合せて十五億程度かと思ひます。そこでこれを海外に再保険に出す予定にしておりますので、ただいま話を進めてゐるわけでございまして、大體数倍は海外で引き受けるであらうという話でございます。おそろく五十億から六十億程度の保険はかけ得るのぢやないかというふうな考へております。そこでもし将来、今のこの改正法に基く程度と申しますと、小さい実験炉のときはこの法律でよろしいが、動力炉等の大きいのがきたのでは、とてもそういうことでは困るぢやないかという御質問かと思ひますけれども、それに対しては、先ほど御説明申し上げましたように、やはり第三者の保護の問題と、それから設置者、あるいは保険業界の保護という二つの面がございまして、あまり膨大な負担を設置者等にかけますと、設置者自体の保護にもならない、といつてこれをあまり安くすると、第三者の保護の目的にはならない

という関係から、おのずから範囲がきまってくるわけでございますけれども、それ以上超過したものに関しましては、ただいまの段階では国自体は一応責任を感じまして、そしてその具体的な処置の仕方等は、いろいろ各国の事例等を考えまして、ただいま研究中でございますので、これはこの次の国会等であらためて特別法を作つて皆様の御審議をいただきたいというふうに考へておる次第でございます。

○阿部竹松君 その次ですが、去年の六月と十月ですか、九月だったですかね、イギリスそれからアメリカと、その核燃料のあれについて条約を結びましたね。そして結局その濃縮ウランなり天然ウランが入ってくるわけですね。あのときに臨時国会があつた状態になつたので、まあ参議院にからぬで、衆議院でやって、三十日たつて自然成立してしまつて、これをお尋ねする機会がなかつたのですが、あの英国と米国の条約を結んで、いよいよあれが日本に入ってくる、向うさんで責任負ひません、こういうことになつておつたやに僕は承つたのです。しかしああいふものを持ち込んできて、結局日本が何にも関知せぬということ、アメリカさんイギリスさんからきたのが、ここで一方的に問題を起した場合は、これはだれの責任になるのですか。

○政府委員(佐々木義武君) 英米とも大体同じような考え方になつておりますので、便宜上、英国の今問題になりました免責条項を御説明申し上げますが、これは英国の政府あるいは公社から燃料を日本が受けます際に、その燃料の生産加工に起因したものであつても、その引き渡した後であれば、英国政府としてはあるいは公社としては責任を負わないという趣前にしてございます。それがいわゆる免責条項でございます。その中にただし書きをつけまして、ただしその免責は、もし民間と申しますか、政府で許可した事業で使つた場合にはどうなるかといひますと、かりに第三者に損害が起きて、それが明瞭に英国の製造に起因しておつたというところが明確になつて、日本の第三者が英国の公社等を相手どつて英国の裁判に訴へた場合には、もし英国が敗訴した場合には、その金額はもちろぬ英国の公社なりが日本の第三者に払うわけでございますけれども、何と申しますか、請求権に對しましては、まず第一的には日本の設置者がそれを弁償し、そして足らざるものは日本政府がそれを持つというふうな規定になつておるわけでございます。

○阿部竹松君 そのあたりです、僕はよく理解できないのですが、アメリカからあるいはイギリスから持つてきて、問題を起したというときは、当然これは責任を負つてもらなければならぬわけですよ。免責条項などというものは何で生れたか、そのあたりが不思議なんです。免責条項ね、イギリスの裁判所へ行って勝つた場合どうするといふより、初めから当然それだけ膨大な、あるいはとにかく効率はあるけれども、危険なものを持ち込んできてやつたときに、とにかく責任負ひませんぞという免責条項、何のために生れたか、結局そのあたりちよつと思議でたまらぬのです。

○政府委員(佐々木義武君) これは非常にもむずかしい問題でございますけれども、おそろくこの事故が発生した、大事故が発生したという場合に、その事故の原因が管理者の管理の面から起きたのか、あるいはこの原子炉そのものの材料等から起きたのか、あるいは燃料だけに關する問題でございまして、燃料が主として原因になつて起きたのか、そういう判定は非常に実はむずかしいのであります。そこでこういう事例というものは、法律上の念のためという規定であつて、現実の問題としてはおそろく起り得ない状況かと思ひますが、この点に關しましては、わが方では検査を厳重にして、普通のクレームと申しますか、商行為のように、ぐらゐの念を押して引き取れば、当然相手方は免責してしかるべきだといふ状況まで詰めて、その上で引き取るといふことに実はしておるわけでございます。従ひましてこういう事例はおよそ起り得ないものかと思つておりますけれども、しかし現実においては、何れも英国、米国のみならず、国連におきましても、同じやはり各国とも……今度カナダの今交渉しておる協定でも、事原子力に關しましては、この免責規定といふものを設けて、そしていふゆる国際通念として、何と申しますか、共通した条文のようになっておりますので、あるいは日本のようなところではやむを得ないのではなからうかといふような感じはしておるわけでございます。

○阿部竹松君 その日本のようなところがやむを得ないといふことは、日本がアメリカさんに戦争に負けたといふことで、端的に言つて、それからイギリスの方は燃料公社とやるわけですね、アメリカの方は行政委員会とやるわけでしょう。あなたのおっしゃつた事故が起きたとき、第三者がイギリスの裁判所でやらないとおっしゃるのですが、そういうことは第三者、被害者がやるわけですか、日本政府がやるわけなんですか。

○政府委員(佐々木義武君) もちろんこういう規定があります以上、もしそういう事故が起きた場合には、おそろくまず第一的には日本の設置者、たとえば原子力発電公社が設置者でありますれば、発電公社に對して第三者は求償すると思ひます。それが満たない場合にどうなるかと申しますと、先ほど来御説明申し上げましたように、特別な補償法のようなものを考へまして、そしてこれに對しては、その具体的な立案はただいまやつておる最中でございまして、それでもどうにもと申しますか、少くとも日本政府は頼むに足らない、日本政府では困るというので、英国にまで問題を持ち込むといふ事例は万々実は考へられないのでありますけれども、こういう条約でございまして、先ほども申しました国際通念に従つて、一応英国側といたしましては、こういうような条文を設けて、そして万が一に備へておるのだらうといふふうに考へます。

○阿部竹松君 しかし佐々木局長、地震が起きた場合に、これは責任を負わないのでしょ。そうすると、この原子炉にとつて、立地条件を最もやはり大切に考へなければならぬが、やはり日本は地震国だと、最前申し上げたような内容を含んでおると思うのです。それでやられると、品物によつては耐え得るものが耐え得ないで、起きた場合は、一体第三者の泣き寝入りということになるわけですか。

○政府委員(佐々木義武君) 実は地震の問題はちよつと阿部先生誤解があるやうでございまして、御説明申し上げたいのですが、ただいま出してあります一部規制法に基いて、従来の保険法に基きました保険約款の中では、原案には御承知のように地震は抜いてあります。しかし決してそれで最終的にきまつたわけではございませんで、ただいまの段階では、もし地震を免責の中に入れるといふ場合には、保険料率が相当高くなるであらう、あるいは再保険の際に非常に条件が不利になるのではないかと……たうな考慮があるわけでありまして、この点も何と申しますか、設置者の方でそれでもかまわないといふことでありますれば、特別約款で十分つけ得るわけでございますが、私どもの方の考へ方といひましては、ただいまの段階では、一応地震の免責をする範囲といふものを、一々全部地震、中震及び強震までひくくするといふのではなく、あるのとはなからうかといふので、保険会社の方とも交渉して……と申します。ただ非常に誤解のありますのは、これはあくまでも小さい原子力発電施設でございまして、この次に出します予定であります原子力保険法と申しますか、補償法と申しますか、そういうものの中には、こういう規定は明確に取り上げまして、発電炉等、御指摘のような大きな原子炉を建設するまでには、そういう危惧

のないうように処置したいというふうに考へておる次第でございます。

○阿部竹松君　そこでお尋ねしたいのは、最前、あなたは原子炉で発電する

と、キロ当り五円とか、五円七十銭く

らいになるというお話でした。まあこ

れは物価が騰貴して、昭和四十五年に

なるか、あるいは四十八年のお話で

しょうか。しかし、私は現在承知し

ておるのは、大体二円八十二、三銭

で、そうしてアメリカでは大体電気が

キロ当り一円四十銭くらいだから、ア

メリカで盛んに研究をやつても、実験

するところがない。従つて日本に猛烈

に売り込み運動をやつたわけです。イ

ギリスもしかり。そうしたら免責条項

を作るような条約を何であつて二つ

も一ぺんにやらなければならなかつた

か、こういうことですよ。従つて、私は

これをどうも政治色がふんぷんとして

おるような気がするわけなんです。あなた

のお話と、私の承知しておるのは、

価格の点等においては相当違ふ。僕の

承知しておるのは、大体去年から今年

にかけて二円八十三銭から三円くらい

です。それがだんだん安くなつてくれ

ばならないはずなのが、あなたのお話

ですと、とにかく五円だから七割くら

い高くなる、どうも不思議でたまら

ない。

○政府委員(佐々木義武君)　コストの

比較でございますが、これもたとえ

従来の火力と申しましても、石炭のカ

ロリーを千キロを一円にするか、

あるいは一円十銭にするか、二十銭に

するかということで、非常に幅が出て

参ります。これは御承知の通りだと思

いますが、そこで先ほど申しましたよ

うに、ただいま入れようとしておる発

電炉の計算は、私どもは初めての計算

では、四円七十五銭から四円八十銭く

らいかと思つておつたのですが、もう

ちよつと、あるいは少し上回るかとも

思います。五円以下になることは御承

知のようございませうが、そこで従来

の新鋭火力と申されるものとどうい

う関係になつておるかと思ひますと、

千キロ、一円二十銭で計算した場合

には、石炭の専焼のは大体四円三十

五銭、重油専焼のは四円、あるいはこ

のころもう少し下つておると思ひます

が、おとしの暮れに作り出した資料

では、大体そのくらいの基準になつて

おるのであります。そこで将来それで

は原子力の方はどれほど下るかと思ひ

ますと、四円七十五銭あるのは九十銭

のものが、私どもの計算では、二円九

十九銭まあ三円前後というくらいまで

下り得るんじゃないかという見通

しでございませう。もしさらに濃縮

ウラン、これは天然ウランの様式の計

算でございませうので、濃縮ウラン系統

でさらに優秀なものがどんどんできて

参ります際には、あるいはほんとと画期

的な事実が出てくるかも知れなかつた

と、どうも先ほど申しましたよう

に、日本のエネルギーの需給の将来の

状況等を考慮して、この際、早く発電

の原子炉、原子力の発電の技術という

ものを身につけて、できませうれば将来

備えて國産等も急ぎたいという関係か

ら、現実の何と申しますか、電力需給

状況からいいますと、必ずしも今す

ぐ原子力発電につきまななければなら

ぬという緊迫性は、あるいは現段階と

いたしましては、理論立てることはむ

ずかしいという面もあるかと思ひま

すけれども、長き将来を考へて、そう

してこの技術を身につけるのはな

な時間間隔がある。特に人の養成とい

う問題が大へんなものであります。た

だいま日本で原子力に従事しておる技

術者は約六千名ございませうが、これ

が四年くらいはいたしますと、さらに六

千名くらいはほしいというアンケートの

結果になつておりますけれども、それ

ではその六千名というものを養えるか

と申しますと、これをもし大学の卒業

生等で急にまかなうといひまして、

も、非常に他の業界に負担がかかつて

いくという状況でございまして、人の

養成だけでも大へんな時間がかかる。

そういういたしますと、どうしても今から

ある一定の、先ほど申しました目標を

もつて早く人材の養成なり、技術の育

成というものをすべきやなからうか

という考慮から、実は条約もできるだ

けすみやかに結んで、情報交換もで

き、同時にまた技術の通報なり、實際

の労働もできるというふうな処置した

わけであります。

○委員(田畑金光君)　速記をとめて。

【速記中止】

○委員(田畑金光君)　速記を始めて。

○阿部竹松君　そういう技術者のこと

についてのお尋ねでなくて、私はアメ

リカとイギリスと一ぺんに調印したの

がどうもおかしいと言つてゐるのです

が、局長のおっしゃるやうに、技術者

が現在六千人で、もう六千人ふやして

いかなければならぬというやうな、な

お技術者が足りなければ順次にやれば

よかつたものを、アメリカとイギリス

と一ぺんにイニスマンで免責条項の

入った条約をなせばなければならな

これは大臣にお伺いするのがほんとうだ

と思ひますが、それはもう局長の権限

外でしようからね。

○政府委員(佐々木義武君)　あれは別

に意識的に政府といひましては同時

に調印したというのじゃなくて、必要

性から申し上げますと、ちよつとアメ

リカの研究協定ではまかない切れない

問題が実は起きておりました、それは

何かと申しますと、発電用の試験炉

を、濃縮ウラン系統の試験炉を米國か

ら輸入したいといふことで、これ

はまあ英國のものとは全然系統の別な

ものでございませうが、これを輸入した

りますためには、どうしてもいわけ

動力協定と申しますか、一般協定を結

ばないと燃料の補給等は仰げない。一

方、英國の方も何回も御承知のやうに

調査団を出しまして、そして大体先ほ

ど申しました理由で、この際、政府と

してはこの条約を結んで、その上でさ

らに詳細なデータ等ももらつて、そこ

で検討の上、これでよろしいというも

のであれば、輸入すべきやなからう

かという関係から、たまたま期間は同

時になつたわけですが、交渉の

時期等は必ずしも一緒でなくて、むし

ろアメリカの方は非常に早く交渉した

のでありますけれども、時間的には延

びたといふふうな関係になつておるわ

けでございませう。

○阿部竹松君　そこで、最前、コスト

の問題をお尋ねしたわけですが、あな

たのコストの説と私の記憶しておるの

とは違つたわけですか。あなたの説は、カ

ロリーをとにかく一円二十銭など

とおっしゃるのですから、まあしかし、

これは初耳なんです、どこの資料であ

けれども、東京電力のやうに、四千五

百キロくらいは石炭は、これは五

千五百だとか六千キロとかで受け

入れればそういうことになるでし

う。しかし、そうでなければ、そうい

うのは初耳ですよ。どこの資料でそ

う計画を立てたのか、それは

ずさんきわまることもはなはだし

いと思ふ。

○政府委員(佐々木義武君)　これは先

ほど申しましたやうに、千キロ一

円の場合、あるいは一円十銭の場合、

あるいは一円二十銭の場合には、ど

うなるかというふうな想定で出したも

のであります。必ずしも現実の値段が

そういうふうだといふやうに言つたわ

けではございませう。現状は先ほど申

しましたやうに、おとしの資料で

ございませう。あるいは石炭の方は

う少し安くつてゐるかと思ひます

が、その点は詳細に存じ上げません

○阿部竹松君　千キロといふのは

何をおっしゃるのかわからぬけれど

も、キロリ当りのコストのことだと

思ふのですけれども、アメリカから高

い石炭を買つても……

○政府委員(佐々木義武君)　千キロカ

ロリーです。

○阿部竹松君　ですから、大体十三ド

ルから十四ドルですよ。中炭炭を買

うと七ドルくらいでくるとですよ。日

本の石炭のコストは高いと言つてゐる

けれども、そんなことにはならぬわけ

です。特に電力会社の使つてゐる石炭

は安いから、そういうのを基準に

して、これは火力発電がいいとか、水

力がいいとか、原子力で起す方がいい

というやうなことをやつたつて、僕は

正確な、いい悪いは別問題です。わが社会党という立場から、とにかくこんなことは兵器に使ってらうては困るから、反対だが、しかし平和産業に使うのは当然であるということなんで、それから、しかし、内容がまことにでたらめだ、どなたがお作りになったかわからぬけれども、少し正確な数字に基づいて、これがいい、これが悪いという御答弁を願わんと、そういうことで、実は何を根拠にしてお尋ねしているかわからぬということになるのですかね。

○政府委員(佐々木義武君) これはおとしの資料でございますので、あるいは現実の面から見ますと、石炭の値段、重油の値段等は若干動いているかと思ひます。しかしながら反面から見ますと、原子力の燃料の値段もまた相当変わっておりますので、この資料では古いということでは、あるいは計算し直す要もあらうかと思ひますが、一応の当時の資料を出力なり、消費率なり、あるいは総生産なり、あるいは原単位といったものからいろいろ勘案して参りますと、大体このくらい、同じ基準にして計算すると、いわゆる比較表と申しますか、というふうなものというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 その点はよろしゅうございませうが、しかし、それは全然僕が違つておると思ひます。しかしそれがこの法案に重大な影響を持つて思ひます。まあよろしいわけですが、しかしこの原子炉を設置するには、内閣総理大臣の許可を必要とするわけですね。そうですね。

○政府委員(佐々木義武君) そうですね。

○阿部竹松君 そうしますと、今度第三者が事故を受けた場合に、とにかく損害を今度できる法律によつて支払つてもらう、こういうことになるのです。が、七百九条の民法ですね、一般不法行為の要件と、それからこれらと民法との関係はどうなるのですか。

○政府委員(佐々木義武君) これは先ほど来申し上げましたように、この規制法の一部改正と平行して結成いたしました保険法は、現在の保険法を基準にして作るものでありますので、それに關連する商法あるいは民法等は現在の民法の通りを基礎といたしてございませう。従ひまして民法の七百九条でございますが、故意または過失に基くもののみ損害賠償の対象になるわけでございます。無過失等の問題は、先ほど申しましたように、新しく原子炉保険法なり、補償法というものを作る際に、あらためて考慮いたしたいと、ただいま研究中でございます。

○委員(田畑金光君) 本案に対する本日の質疑はこの程度で終ります。

○委員(田畑金光君) 次に、輸出品デザイン法案を議題といたします。これより本案の概要説明を求めます。○政府委員(松尾泰一郎君) お手元に「なぜ輸出品デザイン法は必要か」という書き物をお配りいたしておりますので、それをご覧になりながらお聞き取りを願ひます。

まず第一は、「日本の輸出品について海外デザイン盗用の悪評はもう捨てておけない」、これはもう申し上げるまでもないことであります。日本の輸出品について、海外からデザイン盗用のクレームがあつたと断ちません

で、特に最近のように海外市場の競争が激しさを加えてくればくるほど、クレームもきびしくなつて参つておるのであります。このまま放置しておきますと、全般的に日本の輸出貿易に大きな悪影響を与えてくるのであります。二に、「海外デザイン盗用の盗用により、国内相互のデザイン盗用による輸出の混乱が、特に中小企業製品の場合輸出の重大問題になつてゐる」、ある業者がせっかく努力してよいデザインの玩具を作つて輸出しても、すぐに別の業者がこれをまねて輸出する。しかもさらに安い値段でやる。これでは最初デザインを創作する意欲のわくはずはな。そればかりではなく、仕向け国の商売人にも損害を与えるし、安心して貿易がお互いにできなくなつてしまふ。またバイヤーがこれを利用して買いたたき、逆に日本の中小企業業者にはねかえつて、相互にせり合ひをさせられつ、ぎりぎりの商売を薄利利益の中で営んでいるのである。安定した、長い息の商売はこれでは無理で、このような悪循環が雑貨輸出の実態である。こういうような状況であります。

三に、「意匠法などの工業所有権法は、決してこの事態を十分に解決する實際的方法ではない」、輸出品デザインの盗用を防ぐために、意匠法による意匠登録を一応しておけばよいではないかという議論もありますが、實際問題として、いざだれかに侵害されたときには、裁判手続に訴えて損害賠償の請求によらねばならず、勝訴しても金がかかり、商機は失つてしまつて、デザインの勝負がきまつてしまつて、何にもならぬことになる。いざれ

にせよ、侵害されてからの、事後処理である点が問題であります。四に、「輸出入取引法による意匠協定は解決の最も有効な方法である」、輸出入取引法は、業者の協定を認めてゐるから、業者が自主的に申し合せて、デザインを保全する有効な方法を協定して実施する方法がある。現に、繊維、陶磁器、雑貨のいく一部分については、それぞれこの意匠協定が行われて、有効な自衛措置を講じているのであります。

以下省略します。五に、「意匠協定は最善の方法であります」、業者の申し合せが成立しなければならぬ点に問題があります。意匠協定は、あくまでも申し合せであるから、業者の大半が、その気にならなければならぬわけで、強制できるものではないのであります。ところで實際問題として、このような協定はなかなか成立し難いもので、よほど業者の自覚と気持が合かなければ望めない。というのは、輸出につきめんどくさい手続が一つふえることであるし、また業界の中にはデザインを盗まれる立場の者もいるが、盗む立場の者もいるからであります。

六に、本法は、改善の方法として、意匠協定が有効に行われぬ輸出品について、政府で措置しようとするものであります。本法の骨子は、政府で特定の商品に指定すると、その商品については、前に述べた繊維、陶磁器の民間のやり方と同じような方法で、ある機関——認定機関を呼んでおきますが、この認定機関に輸出する前にデザインの認定を受けなければならぬようにしようとするものであります。もともと、こ

の種の問題は前に述べましたように、民間の自覚による意匠協定で処理されることが最善であるから、本法の適用はあくまでも改善の方法と考えており、主として協定の困難な輸出雑貨に適用されることとなつておると思つております。考え方は、ほとんど適用商品を増加することは望ましくなく、むしろ意匠協定への牽制球にするような運営が本法の精神であらうと存じております。

七に、本法による認定機関は民間の公益法人であります。認定機関は民間の公益法人で申請によつて国が指定をいたします。従つて意思と能力のある公益法人を認定機関として指定することになるわけでありませう。二、三行飛ばしていただきますが、ただ建前論として、商品は指定したが、適当な認定機関がないときはどうするかということも考えられますので、その場合はやむを得ず国がやることになつてゐるだけあります。

八、輸出品デザイン法案の大体の内容はどんなものか、という点であります。

(一) 輸出品貿易上デザインの模倣が大きな問題になつてゐる商品で、しかも業界の申し合せではどうにもならないものを国が指定いたします。これは特定貨物と呼んでおるわけでありませう。指定する場合は、民間有識者の審議を経ることとしております。

(二) 特定貨物は輸出する前に、認定機関で認定を受けなければなりません。

(三) 認定の便宜のために、あらかじめ認定機関に登録できることになつておるわけでありませう。登録をしないので、いきなり認定してもらふこともでき

ますが、登録しておけば認定が早い
し確実であるわけであります。また登
録しておけば、他人が輸出認定されな
いから安心ができるというわけであり
ます。

九、本法による登録は決して権利で
はございません。本法は一種の輸出秩
序の維持を目的としておりまして、登
録といつても認定のための記録に過ぎ
ないもので、権利の設定を意味するも
のではありません。その点は意匠法等
の財産権と根本的に違ふ点でござい
ます。

それから十としまして、本法による
デザインの登録、認定は、意匠法によ
る意匠権などの権利をこゝも侵害する
ものでございせん。

以下のところは省略させていただきます。
非常に簡単でございますが、大体以
上の内容でございます。

○委員長(田畑金光君) これより本案
の質疑に入ります。御質疑のある方は
順次御発言を願います。

○黒澤君 ただいまの局長の御説明並
びに先般の提案理由等を拝見をして、
その他のいろいろの資料をちょうだい
いたして、本法の制定の趣旨について
は、日本の商品の国際信用を高めてい
こうというきわめて重要な意味があり
ますので、その限りにおいては反対を
する理由はないと思ひます。しかしな
がら、法案それ自体に對しましては、
若干の疑義を質しておかなければなり
ませんので、そういうような見地から
若干の質問をさせていただきますと思
うわけなんです。まず第一に、デザ
インの盗用防止のためには、今御説明
になりました輸出品デザイン法がなぜ

必要か、こういう今お読みになりました
ものの中にもふれられておるようで
すし、さらに提案理由の中にもお示し
になっておるのですが、意匠法である
とか、輸出入取引法であるとか、不正
競争防止法であるとかいうようなもの
では、不十分であるから、本法の制定
が必要である、こういうことのように
すが、私たちがこういうたような疑義
をただすという立場から、この輸出入
取引法の第五条によります意匠協定が
できることになっておる。この法の精神
とさらに輸出組合でも同様なことが言
い得るし、そうしてそれはひいては員
外者がこれを妨害すればさらには同法
によつて員外者を規制する命令を出せ
ることになっておるというふうな法の
精神からいたし、さらにまた不正競争
防止法の精神からいたしまして、不正
競争行為の差しどめができることに
なつておるのではありませんか、これ
らは、デザイン盗用防止が、こういう
たような法の活用によつて、何かそれ
ができるように、私たちは解釈できる
ような気がするのですが、そういうも
のをせつかく活用しようとなさらない
で、ことさらに非常な積極的な法制定
の、万人をして納得せしむるような理
由がないような気がするのですが、そ
のことについて一つの積極的に万人を
して、この法の制定の理由を納得せし
めるという立場に立つての御説明が願
えるならば拝聴したい、こう思うわけ
です。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま
のお尋ねの点につきましてお答を申し
上げますが、先ほども概要説明で申し
上げましたように、輸出入取引法の中
に民間が自主的に意匠協定をやりまし

て、おむね本法と同じような目的を
達成できるように実はなつておるので
あります。ところが輸出入取引法によ
りますと、申すまでもないものでありま
すが、前提といたしまして、業界の間
ないし組合の中で自主的な意匠協定が
できるということが先決問題なわけが
あります。そういう協定ができない場
合は、アウトサイダーの規制の命令も
出せないわけでありまして。

そこで若干くどくどなりませんが御説
明を申し上げます、デザインというも
のに對しまして、メーカーと輸出業者
との関心というものがかなり差がある
のであります。元来メーカーは自分
の製作品でありまして、デザインは自
分に対して非常に関心が強いわけす。エ
クスポートはどちらかというと商売
をすればいいのでありまして、関心が
弱いというのがまず第一点であり
ます。

それから第二点としまして、業種業
種で見ますと、専門商社が比較的に多
い業種と、しからざる業種とがあるの
であります。先ほどの概要説明の中で
もちよつとふれましたが、陶磁器ある
いは繊維の一部について意匠協定がで
きておりますが、それらはいずれも
専門商社が比較的多く、従つてデザ
インの保護に対する関心が非常に強い
というところで、その民間の自主的協定が
でき上り、今円滑に運用されているの
であります。そうでない商品、率
直に申し上げるならば、何でも屋が
扱つておるというふうな商品、貿易商
社が少しづつ雑貨を何でも扱つておる
というふうなものにつきましては、
どうもそのデザインに對する関心が薄
いのか、協定ができにくいので、そう

いうものにつきましては、幾らこの輸
出入取引法の現行法で指導をいたしま
しても、業界の気合が合わないという
ので、どうしても新しい立法としての
本法のごときもの制定が必要でない
かと思うのであります。

次に、この輸出入取引法の中にお
きまして、不公正な輸出取引に對しま
しては、戒告あるいは輸出停止の行
政処分を規定されておるのでありま
す。従つてこれで目的は達成できない
ということになるのであります。こ
れもいづれも事後処理になりまして、
事前の処理ではない。その点におい
て、われわれは、現行の輸出入取引法
では、民間の自主的な協定のできない
場合、あるいはできても、アウトサイ
ダーが非常に多いというふうな場合に
は、十分な効果が上らない。あるいはま
たこの輸出入取引法の、公正な輸出取
引というものに對するいろいろ行政上
の措置だけでは、これも事後処置にな
つてしまつた、手おくれになるという
わけでありまして。

それから第二には、意匠等の、工業
所有権関係の法令であります。御存
じのうちに、工業所有権関係の法令
は、いづれも私法的な権利保護を目的
とするものでありまして、当事者間の
裁判によつて保全を実現すべきもので
ありまして、輸出秩序の維持というよ
うな、公法的な規制を行うための法律
としては不適当ではないかと思うので
あります。

なお、輸出入取引法でも申しました
ように、工業所有権関係の法令、いづ
れも一たん権利を侵害されてしまつて
からの事後処理ということになる点に
つきましては、不十分であらうかと思

うのであります。本法の目的とする
ところは、事前にそういうデザインの
盗用なり、模倣をチェックしたい。そ
れでまた、それもまた非常に簡易な方
法によつてチェックしようということ
でありまして、われわれといたしまし
ては、現行法では、このデザインの盗
用防止の問題を処置するには不十分で
あるというふうな考へておるわけあり
ます。

○委員長(田畑金光君) 本日の委員会
はこれをもって散会いたします。
午後五時三十四分散会

昭和三十四年四月一日印刷

昭和三十四年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局